

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	障害者福祉総合システムの開発について
--------	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発・変更）

**【事前報告】**

◇第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託）

（担当部課： 福祉部 障害者福祉課経理係）

## 事業の概要

事業名	障害者総合システムの開発
担当課	福祉部 障害者福祉課
目的	障害者総合システムを開発・導入し、障害者に係る情報の一元化を図る
対象者	障害者手帳所持者（みなしの児童含む）及び世帯員
事業内容	<p>現在、障害者に係る情報の管理は、主に「福祉四法システム（手帳・補装具・日常生活用具・自立支援医療）」「障害者自立支援システム（障害福祉サービス）」の2システムで運用を行っているところであるが、福祉四法システム（生活福祉課が管理・運用）については、平成20年度でリース期間満了となり、平成21年度からは生活保護システム（生活福祉課の単独システム）として運用されることが決定している。</p> <p>福祉四法システムは、平成11年度に導入され、法改正等の際にはその都度システム改修し運用してきたところであるが、新宿区の独自開発であるため、柔軟な対応が取れず利便性に欠ける面もあるほか、改修経費についても高額となっている。</p> <p>また、2種類のシステムが運用されているため、同一対象者に対する情報管理が一元化できず、問合せ等に迅速な対応ができないなど対象者に対する利便性や、システム管理の面でもスペース・改修経費などに問題がある。</p> <p>については、法改正への柔軟な対応や情報の一元化を図るために、福祉四法システムで管理を行ってきた業務及び心身障害者福祉手当・医療費助成といった手作業で管理を行っている業務を障害者自立支援システムへ追加機能としてパッケージ導入（一部カスタマイズ）し、障害者総合システムとして運用・管理していくものである。</p>

## 件名 障害者総合システムの開発について

保有課 (担当課)	福祉部障害者福祉課
登録業務の名称	障害者手帳、障害福祉サービス、障害者地域生活支援サービス、特別障害者手当等支給 (国制度)、心身障害者医療費助成、心身障害者福祉手当 (区制度)
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 障害者手帳所持者 (みなしの児童含む) 及び世帯員</li> <li>2 情報項目 別紙のとおり ※ 新たな情報項目の追加がある場合は、別途報告する</li> <li>3 記録されるコンピュータ 障害者福祉課内設置のサーバー ※ 現行の障害者自立支援システム用サーバー</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	福祉四法システムの運用終了に伴い、法改正等への柔軟な対応が可能なシステム環境の整備及び障害者に係る情報管理の一元化を図るために、パッケージシステムとして障害者総合システムを開発・導入することが必要不可欠であるため。
新規開発・追加・変更の内容	<p>次に掲げる情報の登録管理及び各種帳票の出力が可能なシステム (一部カスタマイズ) を、現行の障害者自立支援システムへの追加パッケージシステムとして開発・導入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手帳管理 (身体障害者手帳・愛の手帳・精神手帳)</li> <li>(2) 給付管理 (補装具・日常生活用具・自立支援医療)</li> <li>(3) 医療費助成管理</li> <li>(4) 手当管理 (特別障害者手当・心身障害者福祉手当)</li> </ol> <p>なお、現行では、(1)(2)は福祉四法システム、(3)(4)は手作業で情報管理をしているものである。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>契約にあたり、個人情報保護に関する「特記事項」を付す。</p> <p>また、開発作業過程ではテストデータを使用し、実データのセットアップ作業には、区職員が立ち会うものとする。</p>
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成 21 年 4 月 契約・開発開始</p> <p>平成 22 年 1 月 システム仮稼動予定</p> <p>平成 22 年 4 月 システム本稼動</p>

別紙(その他の業務委託等)

◇1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)…報告事項

件名 障害者総合システムの開発に伴うデータ移行作業等の委託について

保有課 (担当課)	福祉部障害者福祉課
登録業務の名称	障害者手帳、障害福祉サービス、障害者地域生活支援サービス、特別障害者手当等支給(国制度)、心身障害者医療費助成心身障害者福祉手当(区制度)
委託先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ データ抽出作業(福祉四法システムから) 株式会社 アイネス</li> <li>○ データ変換・移行作業(障害者総合システムへ) 株式会社 システムウェーブ</li> <li>○ 導入支援作業 株式会社 システムウェーブ</li> </ul>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 障害者手帳所持者(みなしの児童含む)及び世帯員</li> <li>2 情報項目 別紙のとおり</li> </ol>
処理させる情報項目の記録媒体	USBメモリー
委託理由	<p>福祉四法システムからのデータ抽出作業については、新宿区独自開発のシステムであることより、抽出作業を正確かつ効率よく行うためにも、開発元である上記業者に委託する必要がある。</p> <p>障害者総合システムへのデータ変換・移行作業及び導入支援作業については、現行の障害者自立支援システムへの追加システムであることより、当該システムの開発元でソフト保守も行っている上記業者に委託することが、最も正確かつ効率的であるため。</p>
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉四法システムからのデータ抽出</li> <li>2 障害者総合システム向けのデータ変換</li> <li>3 障害者総合システムへのデータ移行</li> <li>4 システム導入支援(現場調整・操作研修)</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>日々の作業終了後は、受託業者からUSBメモリーを回収し、障害者福祉課において保管する。</p> <p>作業全体が終了した後は、区においてUSBメモリー内のデータを消去する。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者を予め指定させる</li> <li>2 データ抽出・移行作業は、障害者福祉課内で実施させる</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りでない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 障害者総合システムの開発について

### ○ 記録される情報項目

#### 【身体障害者手帳】

住民番号、生年月日、カナ氏名、交付地コード、手帳番号、交付年月日、交付事由コード、主たる障害コード、級数、種別、障害コード、障害別級数、障害内容補足、保護者住民番号、保護者カナ氏名、保護者漢字氏名、保護者性別、保護者住所コード、郵便番号、住所、番地等、方書、電話番号、続柄、補装具フラグ、日常生活用具フラグ、自立支援医療フラグ

#### 【愛の手帳】

住民番号、生年月日、カナ氏名、交付地コード、手帳番号、交付年月日、交付事由コード、種別、保護者住民番号、保護者カナ氏名、保護者漢字氏名、保護者性別、保護者住所コード、郵便番号、住所、番地等、方書、電話番号、続柄、日常生活用具フラグ、判定日、程度

#### 【精神障害者手帳】

住民番号、交付地コード、手帳番号、交付年月日、交付事由コード、級数

#### 【補装具給付管理】

住民番号、結果フラグ、申請日、申請者住民番号、対象者住民番号、続柄、支給年度、支給番号、決定日、障害者・児フラグ、内訳フラグ、補装具コード、修理部位、処方、数量、業者コード、規定フラグ、券発行日、所得区分、生保移行防止フラグ、月額負担上限額、基準額、価格、見積額、利用者負担額、差額負担額、公費負担額、判定依頼年月日、判定所受付年月日、適合判定年月日、補装具費支払年月日、支払方式、支払額

#### 【日常生活用具給付管理】

住民番号、区分、結果フラグ、申請日、申請者住民番号、保護者住民番号、続柄、給付年度、給付番号、決定日、障害者・児フラグ、内訳フラグ、改修箇所コード、改修箇所備考、日常生活用具コード、希望理由コード、日常生活用具備考、改修住宅住所、業者コード、数量、券発行日、所得区分、生保移行防止フラグ、月額負担上限額、基準額、価格、利用者負担額、差額負担額、公費負担額、送付先No、支払年月日、支払方式、備考、支払額、申請者続柄

#### 【自立支援医療給付管理】

住民番号、内部番号、履歴番号、医療区分、申請年月日、内訳区分、結果、認定年月日、受給者番号、交付日、取消年月日、保険種別、被保険者証記号、被保険者証番号、保険者名、医療障害コード、医療具体的方針、有効期間から、有効期間まで、病院指定医療機関コード、薬局指定医療機関コード、送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先番地、送付先方書、送付先氏名、入院フラグ、最新レコードフラグ、税参照年度、重度継続区分、世帯区分、合計所得割額、本人収入額、所得区分、国負担上限額、自治体負担上限額

**【医療費助成管理】**

住民番号、カナ氏名、続柄、受給年度、受給者番号、障害コード、障害級数及び程度、配偶者等住民番号、配偶者等カナ氏名、続柄、本人所得額、本人扶養親族数、本人老人扶養親族数、本人特定扶養親族数、配偶者等所得額、配偶者等親族数、配偶者等老人扶養親族数、所得制限確認日、結果、支払区分、金融機関コード、資格受付日、資格発生日、資格発生理由、資格交付日、資格喪失日、資格喪失理由、有効期間から、有効期間まで、被保険者住民番号、被保険者続柄、保険種別、被保険者記号、被保険者番号、課税フラグ

**【特別障害者手当管理】**

住民番号、手当種別、申請日、結果、整理番号、資格認定日、支給開始月、手当月額、支給停止日、資格喪失日、資格喪失理由フラグ、資格喪失理由、喪失個人住民番号、有期認定月、証書番号、支払方法、金融機関コード、口座番号、配偶者住民番号、扶養義務者住民番号、続柄、障害名、障害程度

**【心身障害者福祉手当管理】**

住民番号、手当種別、前回手当種別、所得状況、申請日、結果、資格認定日、支給開始月、手当月額、支給停止日、手当種別変更日、資格喪失事由コード、資格喪失日、金融機関コード、口座番号、口座名義種別、配偶者住民番号、扶養義務者住民番号、続柄、障害級数、障害程度、難病コード、支払履歴、支払中止取組日、支払中止理由、戻入取組日、戻入対象支払日、戻入理由、総所得額、配偶者種別、扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、普通障害扶養親族数、特別障害扶養親族数、老年者フラグ、勤労学生フラグ、普通寡婦フラグ、特別寡婦フラグ、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済控除額、特別控除額、所得基準額